

(別紙1)

自動車事故損害賠償事務処理要領

(最終改正：平成24年5月17日)

第1 目的

この要領は、職員が公務執行中において、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車及び原動機付自転車を用いる。以下同じ。）により他人の生命、身体又は財産を害した場合における損害賠償事務に関する要領を定めることを目的とする。

第2 対象事務

この要領の対象とする事務は、次に掲げる法令の規定により、鳥取県が行う損害賠償事務及びこれに起因する求償事務とする。

- 1 国家賠償法（昭和22年法律第125号）
- 2 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）
- 3 民法（明治29年法律第89号）

第3 事務の分掌

自動車の事故による損害賠償事務及び求償の事務は、第5事故処理で通知する事故の処理方針並びに求償権の取扱方針により、自動車の事故により他人に損害を与えた職員（以下「事故当事者」という。）の所属する部（各総合事務所を含む。以下「主務部」という。）が行うものとする。

第4 事故の報告

主務部の長（以下「主務部長」という。）は、自動車による事故が発生したときは、速やかに事故の概要を任意保険加入先団体（以下「保険会社」という。）に報告するとともに、事故当事者及び事故の関係者から聞き取りした上で、次に掲げる区分により総務部長に事故報告するものとする。

- 1 知事部局及び鳥取県労働委員会
平成20年3月27日付第2007000204508号総務部職員課長通知による「交通事故・違反データベース」により報告すること。
- 2 1以外の主務部
自動車事故発生報告書（様式第1号）を提出すること。ただし、事故当事者の所属が地方機関（知事部局及び鳥取県労働委員会を除く。）の場合は、当該地方機関の長が主務課を経由して事故報告書を提出するものとする。

第5 事故処理

- 1 総務部長は、自動車事故発生報告書及び保険会社から事故調査結果報告書の提出を受けた場合、速やかに事故の概要を取りまとめた上、事故の処理方針について知事に報告し決裁を受け、その結果を主務部長（事故当事者の所属が各総合事務所の場合は、当該事故当事者が関係する本庁主務部長を含む。）及び保険会社に通知するものとする。
- 2 発生した事故が次に掲げる事故のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、事故の処理方針については、総務部長において決裁し、その結果を主務部長（事故当事者の所属が各総合事務所の場合は、当該事故当事者が関係する本庁主務部長を含む。）及び保険会社に通知するものとする。
 - ア 損害賠償額が100万円未満の物損事故
 - イ 損害賠償額が120万円未満の人身事故
- 3 総務部長は、事故当事者及び関係者からの聞き取り並びに必要な応じ現場確認等の事前調査（以下「調査」という。）を行い、求償権の行使（求償権の行使基準は別表のとおりとする。）について、鳥取県職員の処分等に係る評価委員会等から意見を聴取した上で、別途知事に報告し決裁を受け、その結果を主務部長（事故当事者の所属が各総合事務所の場合は、当該事故当事者が関係する本庁主務部長を含む。）に通知するものとする。

ただし、事故の処理方針について決裁された県側の過失割合が50パーセント未満の事故につ

(別紙1)

いては、調査の一部を省略し、鳥取県職員の処分等に係る評価委員会等から意見の聴取をしないことができる。

4 主務部長及び保険会社は、前3項の通知に基づいて、損害賠償及び求償の事務を処理するものとする。

5 保険会社は、事故の相手方との交渉が円滑に進まない場合等は交渉経過及び処理方針変更案等を総務部長に報告し、総務部長は別途知事に処理方針の変更について決裁を受け、その結果を主務部長（事故当事者の所属が各総合事務所の場合は、当該事故当事者が関係する本庁主務部長を含む。）及び保険会社に通知するものとする。

ただし、第2項に該当する事故の場合は、総務部長が決裁等を行うものとする。

6 保険会社は、県に損害賠償責任があることが明らかな事故で、事故処理の過程で損害賠償金の概算払をする必要が生じた場合は、総務部長に概算払いを依頼し、総務部長は概算払いの必要があると認めるときは、保険会社及び主務部長（事故当事者の所属が各総合事務所の場合は、当該事故当事者が関係する本庁主務部長を含む。）に通知するものとする。

7 主務部長は、前項の通知を受けた場合は、速やかに概算払いの手続きを行うものとする。

第6 事故処理結果の報告

主務部長は、事故処理が完了したときは、様式第2号による自動車事故処理完了報告書を総務部長に提出するものとする。この場合において、事故当事者の所属が各総合事務所の場合は、当該総務部長への提出に併せて、当該事故当事者が関係する本庁主務部主管課に自動車事故処理完了報告書の写しを提出するものとする。

第7 損害賠償の基準

損害賠償の額の算定は、保険会社の算定に基づき、次により行う。

- 1 生命、身体の損害に対する賠償の額は、「政府の自動車損害賠償保障事業損害てん補基準」をしん酌して算定する。
- 2 物的な損害に対する賠償は、客観的評価額により算定する。

(様式第1号) 略

(様式第2号) 略

(別紙1)

別表

求償権行使基準

1 求償対象事故等

○運転者の故意により、事故が発生した場合

○運転者の重大な過失により、事故が発生した場合

求償権行使の方針	事 故 内 容 等		求償率 の基準
原則として求償権を 行使するもの	故 意	・ 運転者の故意による事故	100%
	重 大 な 過 失	・ 無免許運転による事故 ・ 酒酔い運転又は酒気帯び運転による事故 ・ 著しい速度違反(50km 以上)の運転による事故	
		・ 私事による著しい過労(居眠り)運転による事故 ・ 著しい速度違反(一般道路においては、30km 以上 (高速道路においては、時速 40km 以上)の運転による事故	50%
個別の事故状況を踏 まえて、重大な過失 に該当するか否かを 判断し、求償権を行 使する もの		・ その他著しい注意義務違反(違法有害な結果が容易 に予見できるもの)による事故 (具体例) ・ 信号(赤色)無視 ・ 一時停止無視 ・ 無謀な追い越し ・ 著しい脇見運転 ・ 運転中の携帯電話使用 ・ 運転中の画像表示装置の注視 ・ 運転中のラジオ、カーオーディオの注視・操作 ・ 運転中の書類、資料等の注視 等	

2 求償権行使に当たって勘案する事項

求償権行使に当たっては、次に掲げる事項を十分勘案して行うものとする。

- ア 事故現場の状況
- イ 職員及び相手側の過失の程度
- ウ 県に与えた損害の程度
- エ 刑事処分の有無及びその程度
- オ 行政処分の有無及びその程度
- カ 事故後職員の取った措置
- キ 職員の負担能力
- ク その他特に勘案すべき事項